（整備手順書）

第五条の五　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　航空機の構造並びに装備品等（法第十条第五項第五号に規定する装備品等をいう。第十章を除き、以下同じ。）及び系統に関する説明

二・三　（略）

（航空機の整備及び改造）

第五条の六　航空機の整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

（表　略）

（航空機の設計の変更）

第六条　航空機の設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

（表　略）

（耐空検査員）

第十六条の四　法第十条の二第一項の資格及び経験は、次のとおりとする。

一　資格

イ　（略）

ロ　一等航空整備士若しくは二等航空整備士の資格についての技能証明（法第二十二条に規定する航空従事者技能証明をいう。第十章を除き、以下同じ。）（動力滑空機についての限定をされているものに限る。）若しくは航空工場整備士の資格についての技能証明（機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係及びプロペラ関係についての限定をされているものに限る。）を有しているか、又はこれと同等以上と認められる技能を有していること。

二　（略）

第十六条の七　法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　技能証明書（法第二十三条に規定する航空従事者技能証明書をいう。第十章を除き、以下同じ。）の種別及び番号

2・3　（略）

（航空身体検査証明の申請）

第六十一条　（略）

2　前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査証明に係る検査（第十章を除き、以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（空港等の機能の確保に関する基準）

第九十二条　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（整備手順書）

第五条の五　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　航空機の構造並びに装備品等及び系統に関する説明

二・三　（略）

（整備及び改造）

第五条の六　整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

（表　略）

（設計の変更）

第六条　設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

（表　略）

（耐空検査員）

第十六条の四　法第十条の二第一項の資格及び経験は、次のとおりとする。

一　資格

イ　（略）

ロ　一等航空整備士若しくは二等航空整備士の資格についての技能証明（動力滑空機についての限定をされているものに限る。）若しくは航空工場整備士の資格についての技能証明（機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係及びプロペラ関係についての限定をされているものに限る。）を有しているか、又はこれと同等以上と認められる技能を有していること。

二　（略）

第十六条の七　法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　技能証明書の種別及び番号

2・3　（略）

（航空身体検査証明の申請）

第六十一条　（略）

2　前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査証明に係る検査（以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（空港等の機能の確保に関する基準）

第九十二条　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）